

第4期西興部村総合計画

ダイジェスト版

2021-2027

平成24年度



平成33年度

やすらぎ・かがやき
夢ファームにしおこっぺ





はじめに

このたび、西興部村では、今後10年間にわたる“むらづくり”の新たな指針となる「第4期西興部村総合計画」を策定いたしました。

非常に不安定な国政が続く中、依然として低迷し続ける景気とそれに伴う雇用不安など厳しい経済状況や、人口減少、少子・高齢化の進行により、国や北海道の財政も苦しい状況が続いています。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を機に、村民の安全・安心への意識が向上しているものの、価値観の多様化やライフスタイルの変化により、人と人との結びつきが以前と比較して希薄になりつつあります。

このような中、平成15年11月「当分の間、単独で行政を運営する道」を選択し、今日まで村政を進めて参りましたが、西興部村のさらなる発展のためには、村民との協働を理念とし、行政と村民とがしっかりと手を携え、意欲をもってむらづくりに取り組むことが不可欠です。

この計画の策定にあたって、村民の皆さんや各種団体に参加いただき、アンケートや聞き取り調査を通していただいた、むらづくりへの貴重なご意見をもとに素案を作成し、2名の公募委員と、知識経験の豊富な皆様からなる総合計画審議会で検討・修正を重ね、平成24年3月議会において議決承認されたものであります。また、この計画にも施策ごとに「村民ができること」と題して、村民の皆さんが取り組む目標として掲載しており、多くの皆さんが、“むらづくり”を身近に感じていただければと考えております。

新たな総合計画では、村民とともに進めるまちづくりの基本目標を「人が安心・むらが安心」、「人が元気・むらが元気」とし、10年後の平成33年における将来ビジョンを「やすらぎ・かがやき 夢ファームにしおこっぺ」としました。

この将来ビジョンは、誰もが“夢”を描くためには、日々の暮らしの“安心・安全=やすらぎ”が不可欠であり、また、“夢”への取り組みや実現によって誰もが“元気=かがやき”をもてるという想いを込めています。

これからの10年間、この実現を目指し、村民の皆さんと協働しながら、施策・事業などを強く推し進めて参りたいと考えておりますので、村政への参画やご協力を心よりお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました西興部村総合計画審議会委員の皆様をはじめ、聞き取り調査やアンケートなどを通じてご協力をいただきました、たくさんの団体・村民の皆様には深くお礼を申し上げます。

平成24年3月

西興部村長 高畑 秀美



序論

第4期 西興部村総合計画について

1. 計画策定の趣旨

「第4期西興部村総合計画」は、時代の流れとその視点に立って、これまでのむらづくりの成果と課題を踏まえ、村のさらなる発展のために、今後めざすべきむらの姿とその実現に向けた考え方・方策を示す新たな指針として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、西興部村における計画体系の最上位計画として位置づけられ、「西興部村議会の議決すべき事件に関する条例」第2条に規定する議決すべき事件として規定されております。

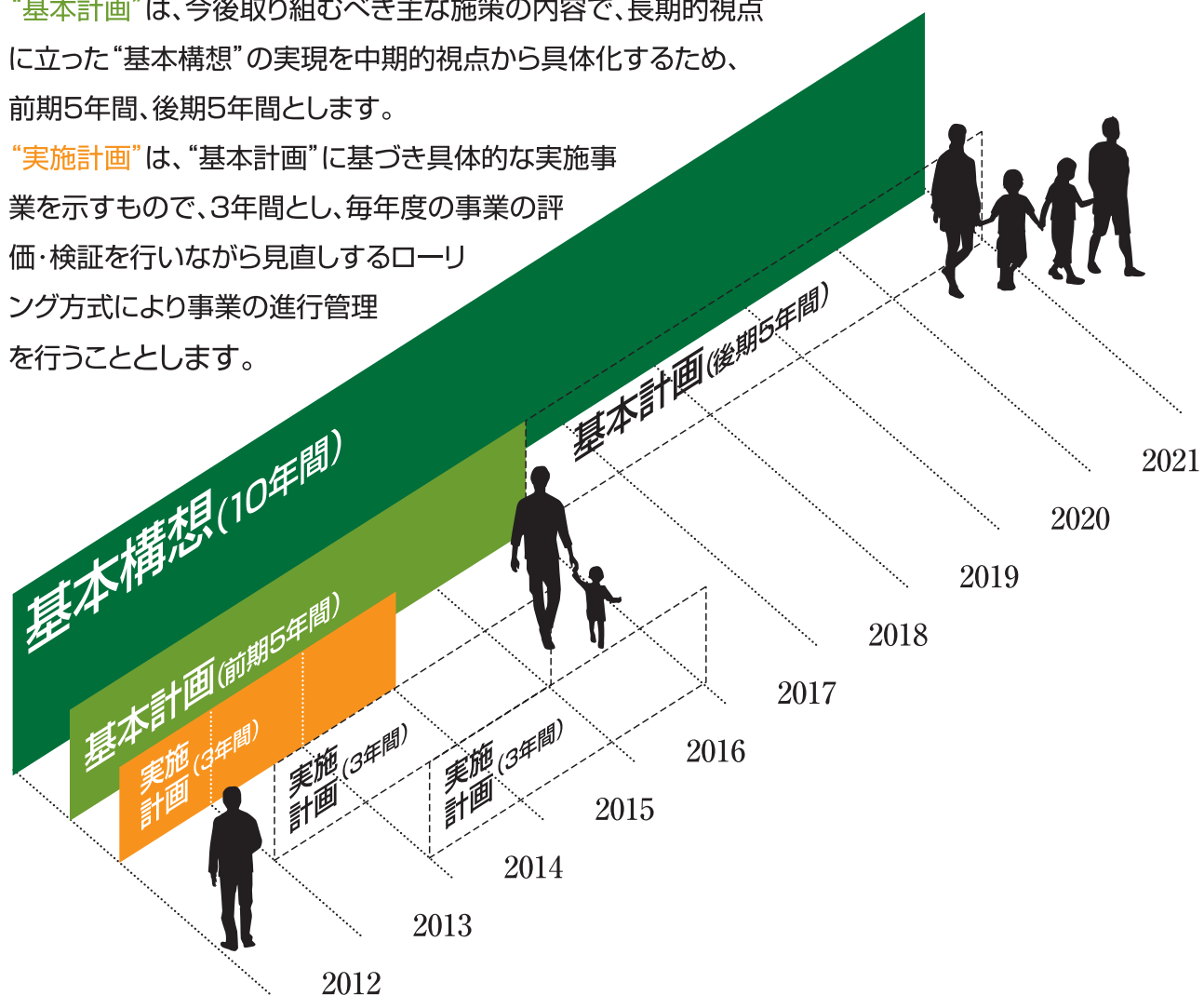
また、本計画は、住民の生活と活動の規範である「村民憲章」を前提とするものです。

3. 計画の構成と計画期間

“基本構想”の計画期間は、平成24(2012)年度から平成33(2021)年度までの10年間とします。

“基本計画”は、今後取り組むべき主な施策の内容で、長期的視点に立った“基本構想”の実現を中期的視点から具体化するため、前期5年間、後期5年間とします。

“実施計画”は、“基本計画”に基づき具体的な実施事業を示すもので、3年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。



序論

時代の流れと村づくりの主要課題

少子高齢化や地方分権化の進展等、様々な社会経済情勢の急速な変化に対応するため、我が国における制度やシステムも新たなあり方・枠組みが求められています。

こうした社会経済情勢の大きな変化は、西興部村を取り巻く時代の流れとして捉えることができます。

時代の流れは、西興部村やそこに暮らす私たち住民の生活に大きな影響を及ぼしながら、今後も一層その度合いを強めていくことが予想されるものです。



基本構想〔むらづくりビジョン〕

●むらづくりの基本理念●

「第4期西興部村総合計画」においては、“これからのむらづくりを進めていく上で、常に立ち返るべき大切な視点”として4つを掲げるものとします。

- スモール・メリットを活かしたむらづくり
- あらゆる資源を活かして育てるむらづくり
- 安全・安心に暮らせるむらづくり
- 住民とのパートナーシップによるむらづくり

●将来ビジョン〈むらづくりのテーマ〉●

西興部村が歩んで来た、“夢”をキーワードにしたむらづくり。

それは森夢・木夢・花夢の名称が示すように、植物の形態・成長と重ねて“夢”を捉えてきたとも言えます。私たちの考える“夢”には、西興部村に暮らす一人ひとりの“夢”やみんなが共有できる“夢”など、様々な形があり、誰もが“夢”を描くために日々の暮らしの“安心・安全＝やすらぎ”が不可欠であり、“夢”への取り組みや実現によって誰もが“元気＝かがやき”をもてると信じています。“夢”の成長・育成の場・舞台として相応しい西興部村を築いていくために、村づくりのテーマを設定しました。

**やすらぎ・かがやき
夢ファームにしおこっぺ**

●将来人口●

現在(H22.10.1)1,135人▶推計人口(H33.10.1)942人

村の魅力の向上など、今後10年間のむらづくりの効果を背景に
人口減少が抑制されることを想定し、平成33年には

1,000人の人口を確保する

ことを目標とします。

●むらづくりの基本目標●

基本目標 1 人が安心・むらが安心

近年においては、「安心」「心の安らぎ」がより強く求められています。こうした中で、住民アンケートでも安全や安心して暮らすことが強く望まれており、安全な暮らしへの環境整備や防災・防犯体制の強化、医療・福祉の充実などを図り、子どもから高齢者まで誰もが「安心」を実感できるむらづくりを進めます。

基本目標 2 人が元気・むらが元気

住民の元気がむらの元気の源です。そのためにも働く場があること、子どもを安心して育てられる環境づくり、若い世代が夢を持てること、高齢者が生きがいを持って生活できることなど、新しい取り組みにも挑戦し「元気」を創出するむらづくりを進めます。

分野別目標と施策項目

生活環境・生活基盤

美しく快適で
安全なむら

- 自然環境の保全
- 秩序ある土地利用
- 美しい景観づくり
- 環境衛生の推進
- 道路・交通網の整備
- 住環境の整備
- 上・下水道の整備
- 情報化の推進
- 消防・防災体制の充実
- 交通安全・防犯の推進

保健・医療・福祉

ともに支えあい、
安心して
暮らせるむら

- 健康づくり・
医療体制の充実
- 子育て環境の充実
- 障がい者福祉の充実
- 高齢者福祉の充実

産業

活力と交流の
むら

- 酪農の振興
- 林業の振興
- 商工業の振興
- 観光・交流の推進

教育・文化

人と文化を
育てるむら

- 学校教育の充実
- 生涯学習・
スポーツの推進
- 地域文化の醸成

まちづくり・行財政

みんなで創る
むら

- 協働のむらづくりの
推進
- 行財政運営の効率化

第1章 美しく快適で安全なむら

1-1 自然環境の保全

施策のめざす姿

- ◎村の美しく豊かな自然環境が保全・再生され、住民のうるおいある暮らしの舞台として、次代へと継承されています。
- ◎森林の持つ保水能力や CO₂ の吸収などの多面的機能が維持・増進されています。

(1) 森林の保護と持続的な利用

- ・国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材生産など森林の有する多面的機能の持続的発揮に努めます。

(2) 環境保全意識の啓発

- ・住民の環境保全意識の向上を図るとともに、猟区の活動を通して狩猟・環境知識を啓発します。
- ・生物多様性の保全を推進します。

(3) 新エネルギーの調査・研究

- ・新エネルギー*の調査・研究を進めます。

村民ができる事

- ◎適切な森林の管理を行います。
- ◎節電やごみの減量化など身近な環境保全活動を行います。
- ◎環境保全啓発に係わる行事等に参加します。

1-2 秩序ある土地利用

施策のめざす姿

- ◎長期的視野に立った秩序ある土地利用・管理により、自然と調和した美しい村になっています。

(1) 秩序ある土地利用の推進

- ・乱開発を防止し、適切な土地利用を維持します。
- ・環境との調和、生活環境の快適性向上に配慮した市街地の効果的な土地利用を推進します。
- ・地籍データの適切な管理と有効利用を図ります。

村民ができる事

- ◎各個人が所有する空き地は、それぞれが良好な状態に維持します。

1-3 美しい景観づくり

施策のめざす姿

- ◎西興部らしい景観形成が進み、住民に心地よく、訪れる人の印象に残る「美しい村」になっています。
- ◎各家庭では、花を飾ることが習慣となっています。

(1) 美しい景観形成の推進

- ・「景観形成指針：太陽と森の庭園村」に基づいた住民参加の美しい景観形成を進めます。
- ・訪れる人の印象に残る景観づくりを推進します。

(2) 花いっぱいむらづくり

- ・花づくり活動の輪を広げ、花いっぱいのうるおいのあるむらづくりを推進します。

村民ができる事

- ◎「我が村は美しく事業」に参加します。
- ◎建物の色彩統一に協力します。
- ◎廃屋は速やかに処理します。
- ◎家の周りを花や緑で飾ります。

1-4 環境衛生の推進

施策のめざす姿

- ◎ごみ問題に対する意識が高まり、減量化、リサイクル*、家庭や事業所における分別の取り組みが徹底されています。
- ◎効率的なごみの収集・運搬・処理体制が確立し、不法投棄*などのない衛生的な環境が保たれています。

(1) 廃棄物処理対策の充実

- ・ごみステーションや処理施設を整備し、出しやすい環境を整えるとともに、効率的収集体制を確立します。
- ・ごみの発生を抑制し、排出の減量化を図ります。
- ・ごみの資源化促進による循環型社会の形成を推進します。

(2) 適切なし尿処理の推進

- ・適切なし尿処理対策を推進します。

(3) 墓地周辺の環境整備

- ・心安らぐ墓地周辺の環境整備をします。

村民が
できる事

- ◎3R 運動に積極的に取り組みます。
- ◎ポイ捨てや不法投棄はしません。
- ◎墓参りの際は、供物は必ず持ち帰ります。

1-5 道路・交通網の整備

施策の
めざす姿

- ◎良好な道路の維持管理や除雪が行われ、安全で円滑な交通が確保されています。
- ◎安全・安心で誰もが利用しやすいバス等の地域交通が整っています。

(1) 道路の整備・維持管理

- ・利用頻度など優先順位を考えた効果的な道路の整備・維持管理を進めます。

(2) 除排雪対策の充実

- ・冬期間の降雪、積雪による幅員の狭小や見通しの悪化等が生じないように除排雪を実施し、快適な冬の暮らしの実現に努めます。

(3) 地域交通の確保

- ・高齢者や児童・生徒など、交通弱者の身近な生活の足を確保します。

村民が
できる事

- ◎身近な道路の草取りやごみ拾いを行い、きれいな道路環境づくりに努めます。
- ◎身近な道路等までの除雪を行い、円滑な道路交通の確保に努めます。
- ◎除雪の支障となる路上駐車をしないよう心がけます。
- ◎バスなどの公共交通機関を積極的に利用します。

用語解説

※新エネルギー：
非枯渇性のエネルギー。枯渇の心配がないことから「再生可能エネルギー」ともいわれ、地球温暖化への対策としても有効とされているエネルギーのこと。

※不法投棄：
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、処分場以外に廃棄物を投棄すること。

※リサイクル：
本来は再循環を指し、製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

1-6 住環境の整備

施策の
めざす姿

- ◎それぞれのライフスタイルに応じた良好な住環境が整っています。
- ◎安心して快適に住み続けることができます。

(1) 公営住宅等の整備充実

- ・高齢者、一般世帯、若年単身者など各世代の需要に応じた住宅を提供します。
- ・「公営住宅等長寿命化計画」に基づく事業を実施します。

(2) 公営住宅等の管理強化

- ・公営住宅等の入居者の責任を明確化し、周辺整備などの住環境に配慮したモラルの啓発に努めます。

(3) 住宅環境整備の支援

- ・高齢者や障がい者がともに生活できる住宅環境整備のための改修・改造の支援を検討します。

(4) 定住促進対策の充実

- ・住宅団地の造成、持ち家建設奨励補助金等の継続により定住促進を図ります。
- ・定住促進を総合的に推進し、将来人口の確保に努めます。
- ・コミュニティ意識の向上と除排雪の充実による冬の快適な生活基盤づくりを進めます。

村民が
できる事

- ◎公営住宅での生活にあっては、入居者としてのモラルを持ち、入居条件を遵守します。
- ◎この村で暮らし続けるため、住宅を取得するように努めます。



第1章 美しく快適で安全なむら

1-7 上・下水道の整備

- 施策のめざす姿**
- ◎安全でおいしい水が、安定的に供給されています。
 - ◎市街地以外の集落でも、衛生的な生活環境の中で生活しています。

(1) 水道の安定供給

- ・水道の安定的な供給とともに、水道施設の計画的な改修等を行います。

(2) 下水道の整備

- ・下水道施設の適正な維持管理と未整備区域の下水道整備を推進します。
- ・下水道処理区域外における、水洗化を推進します。

- 村民ができる事**
- ◎下水道への接続に取り組みます。
 - ◎油や異物を流さないなど、水質保全や下水処理の意識を高めます。
 - ◎農村地域では、合併浄化槽の設置に取り組みます。



用語解説

※CATV：
「Cable Television」の略で、ケーブルテレビのこと。

※ブログ：
個人等が運営する日記的なインターネットサイトの総称

※ツイッター：
個々のユーザーが「ツイート=さえずり」と呼ばれる短文を投稿し、また閲覧できる通信サービスのこと。

※VOD：
「Video on Demand」の略で、視聴者が観たい時に様々な映像コンテンツを視聴することができるサービスのこと。

1-8 情報化の推進

- 施策のめざす姿**
- ◎誰もが快適なインターネット環境の中で、情報発信や情報共有がなされています。
 - ◎行政情報や地域情報の発信に、ケーブルテレビが積極的に利用されています。

(1) インターネットの積極的な活用

- ・インターネットを積極的に活用し、住民サービスの充実を図ります。
- ・情報通信基盤の有効活用を図ります。

(2) 放送メディアの積極的な活用

- ・データ放送およびVOD*機能など村CATV*事業の充実を図ります。

- 村民ができる事**
- ◎インターネットでの行政サービスを積極的に活用します。
 - ◎ブログ*やツイッター*を利用し、村の情報を発信します。
 - ◎NCN放送を視聴し、村からの情報を確認します。



1-9 消防・防災体制の充実

施策のめざす姿

- ◎火災発生や救急時において、迅速で的確に対応できる体制が整っています。
- ◎火災発生は極めて少なく、安全で住みよい村が守られています。
- ◎風水害などの自然災害から住民の生命と財産が守られています。
- ◎住民の防災意識が高まり、行政と住民との防災への協力体制が強化されています。

(1) 消防・救急体制の充実

- ・消防防災体制の充実と、住民とともに歩む消防行政の確立を図ります。
- ・救急活動体制の充実を図ります。

(2) 防災対策の充実

- ・災害に備えた危機管理意識の普及と体制の充実を図ります。
- ・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図ります。
- ・公共施設等の総合的な地震対策を推進します。

村民ができる事

- ◎防火・災害訓練や講習会に積極的に参加します。
- ◎消防団活動に協力・参加します。
- ◎日頃から危険箇所や避難場所を確認し、非常時に備えます。
- ◎各家庭で、防災用品や非常食を常備します。



1-10 交通安全・防犯の推進

施策のめざす姿

- ◎住民一人ひとりが交通安全意識を高く持ち、交通事故死ゼロ連続記録が継続しています。
- ◎住民一人ひとりが防犯意識を高く持ち、犯罪のない安全で住みよい村になっています。
- ◎誰もが気軽に事件・事故の相談ができる体制が整い、安心して暮らしています。

(1) 交通安全対策の推進

- ・事故を未然に防ぐために、意識の啓発、指導の強化、施設の設置などを実施し交通安全対策を推進します。

(2) 防犯対策の推進

- ・住民一人ひとりが防犯意識を持ち、犯罪のない、被害に遭わないよう関係機関と連携した防犯体制の充実を図ります。

村民ができる事

- ◎交通法規を遵守し、交通事故防止に努めます。
- ◎犯罪に遭わないよう普段からしっかりと戸締まりをします。
- ◎消費者トラブルに巻き込まれないよう正しい知識を身につけます。
- ◎地域ぐるみで交通安全や防犯活動を行います。



第2章 ともに支えあい、安心して暮らせるむら

2-1 健康づくり・医療体制の充実

- 施策のめざす姿**
- ◎病気の早期発見のため、充実した住民健診や各種がん検診が行われています。
 - ◎病気にかかっても安心して診療が受けられる医療体制が整っています。
 - ◎健康意識が高まり、住民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組み、心身ともに健康な住民が増加しています。

(1) 健康づくり運動の推進

- ・バランスのとれた食生活と自分にあった運動の習慣化を推進します。
- ・生活習慣病*やがんの早期発見のため、健康診査の受診啓発や受けやすい体制を構築します。
- ・生活習慣病や疾病の重症化予防のための予防対策を推進します。

(2) 村内医療の充実・確保

- ・村内医療の確保・充実を図り、きめ細かく、継続的な医療の展開を図ります。
- ・救急医療体制の整備と適正な利用の啓発を図ります。
- ・住み慣れた地域で継続的な医療・福祉・介護が受けられる体制を構築します。

(3) 広域連携による医療の充実

- ・一次医療である診療所機能の充実と二次医療・救急での広域連携、協定により、安心して暮らせる環境をつくります。

- 村民ができる事**
- ◎定期的に健康診断やがん検診を受診します。
 - ◎食生活の見直しや自らできる運動習慣を身につけ、健康づくりに努めます。
 - ◎症状に応じた適正な医療の受診に努めます。



2-2 子育て環境の充実

- 施策のめざす姿**
- ◎安心して子供を産み育てることができ、親と子の心とからだの健康が維持されています。
 - ◎男性も女性も、働きながら子育てができる環境が整っています。
 - ◎子どもたちが地域の中で健やかに生まれ育ち笑顔で暮らしています。

(1) 親子の健康づくり

- ・親と子の健康診査や訪問指導を行い、妊娠中からの母と子の健康づくりを充実させます。

(2) 子どもを産み育てやすい環境の整備

- ・働きながら子育てする家庭への仕事と家庭の両立できる環境整備に努めます。
- ・育児休業の取得や勤務形態への配慮など、親が安心して子育てを行うことができる支援環境を充実させます。

(3) 子どもの笑顔を育む環境づくり

- ・親子で参加する事業や子育てサークルなど家族同士の交流を図り、子育て世代の不安解消と自ら生活を楽しむ姿を示すことで、子供たちの社会性を育てます。

- 村民ができる事**
- ◎妊産婦や乳幼児の健康診査をきちんと受診します。
 - ◎事業所では育児休業の取得など子育て世代に配慮した雇用環境に努めます。
 - ◎家庭での育児を大切にします。
 - ◎健康や育児に関する相談を利用し、育児不安の解消に努めます。
 - ◎子育て家庭がお互いの交流を深めます。
 - ◎児童虐待の疑いがある場合は、民生児童委員に連絡するなど、地域みんなで子育てを支援します。

用語解説

※生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

2-3 障がい者福祉の充実

施策の めざす姿

- ◎障がい者が地域社会の一員として様々な分野で社会参加しています。
- ◎障がい者が住み慣れた地域で安心して生活しています。

(1) 障がい者福祉施設等の充実

- ・障がい者、団体などの自主的活動を支援し、障がい者の社会参加を図ります。
- ・介護給付、訓練等給付、更生医療、地域生活支援事業など障がい者の自立支援サービスの充実を図ります。

(2) 相互に支え合う地域社会の形成

- ・ノーマライゼーション意識を啓発しながら、相互支援活動を充実させます。

村民が できる事

- ◎障がいがあっても、住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けます。
- ◎事業所は、雇用の確保など障がい者が安心して暮らし続けられるよう協力を努めます。
- ◎障がい者支援施設「清流の里」は障がい者福祉の核として、支援サービスの充実に努めます。
- ◎社会福祉協議会の体制強化を図り、誰もが元気で安心した生活を守ります。
- ◎相互支援活動や交流事業へ積極的に参加します。



2-4 高齢者福祉の充実

施策の めざす姿

- ◎高齢者が健康で生きがいをもって地域活動に参加しています。
- ◎高齢者が住み慣れた地域で安心して生活しています。
- ◎介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。

(1) 高齢者福祉施設等の充実と活用

- ・福祉施設の補完的な充実と、整備された施設を活用した地域との交流活動の推進を図ります。

(2) 介護保険サービスの充実

- ・介護が必要になっても安心して暮らし続けられる介護保険サービスの充実を図ります。
- ・利用希望者にもわかりやすい利用料や利用方法の周知を図ります。
- ・地域包括支援センター機能の充実を図り、介護予防や高齢者の地域生活の支援を充実します。

(3) 在宅福祉サービスの充実

- ・高齢者が住みなれた自宅で住み続けられ、安心して暮らせる在宅生活を支援します。
- ・家族介護用品の支給や家族介護者交流事業等への参加を支援し、在宅介護世帯の経済的負担の軽減と介護者の精神的負担の解消を図ります。

(4) 高齢者の生きがいづくり

- ・高齢者の社会参加活動を推進し、いきがいづくりを充実することによって、元気な高齢者を支えます。

村民が できる事

- ◎健康の保持・増進や積極的な社会参加に努めます。
- ◎要介護状態になることを自ら予防します。
- ◎要介護状態にある場合は、適切な福祉サービスなどを利用することで、自分が持っている能力の維持向上に努めます。



基本計画

第3章 活力と交流のむら

3-1 酪農の振興

施策のめざす姿

- ◎飼料生産基盤の整備や規模拡大などによる体質強化が進み、安定した酪農経営が行われています。
- ◎家畜糞尿が畑に還元され、環境負荷の少ない循環型酪農が行われています。
- ◎新規就農者や酪農の担い手が育っています。
- ◎野生鳥獣被害の減少や耕作放棄地が再生し、農村が活性化しています。

(1) 酪農経営基盤の改善・強化

- ・農業基盤整備、乳牛飼養頭数増など規模拡大を図り、経営体質の改善・強化を進めます。

(2) 環境保全型農業の確立

- ・排泄される家畜糞尿を全量草地・飼料畑へ適正に還元し、環境負荷の少ない循環型酪農の維持推進を目指します。

(3) 農業後継者・担い手の育成

- ・農業の担い手育成及び新規就農者の受け入れを推進します。

(4) 野生鳥獣の被害防止対策の推進

- ・エゾシカなどによる農作物の被害防止を進めます。

村民ができる事

- ◎農業者は排泄される家畜糞尿を全量草地・飼料畑へ適正に還元します。
- ◎農業者は農地を適正に管理し、安全で安心な牛乳を出荷します。



3-2 林業の振興

施策のめざす姿

- ◎地域産業として、林業の振興が図られています。
- ◎人工林が育成され、森林が保全されています。
- ◎林道や作業路が整備され、効率的な森林施業が行われています。
- ◎林業を担う人材が育成され元気に働いています。

(1) 森林資源を活かした産業の育成

- ・間伐材を活用した地域産業の掘り起こしの検討を行います。
- ・森林認証の有効活用を推進します。

(2) 林業振興を支えるための基盤整備

- ・間伐・搬出などの作業体系の効率化や生産性を高めるため、林業生産基盤の整備を推進します。

村民ができる事

- ◎事業者は効率的な施業に取り組みます。
- ◎事業者は就労環境の改善を図り担い手の確保に努めます。
- ◎森林を守り、木材を活用するよう心がけます。



3-3 商工業の振興

施策の めざす姿

- ◎地域に密着した商業サービスが行われています。
- ◎既存特産品を活用した商品開発が進んでいます。
- ◎起業、企業による産業創出に期待し、雇用が創出されています。
- ◎建設業の体制が堅持されています。

(1) 地域に密着した商業の振興

- ・商工会の体質強化と指導力の向上を図るため、連携と支援に努めます。
- ・高齢者など交通弱者に対する宅配制度など、地域密着型のサービス提供について商工会と連携を図りながら検討します。
- ・第3セクター運営施設の維持・改善に努めます。

(2) 地場産品の開発と産業の創出

- ・地場特産品の開発、販売などを推進するため、あらゆる機会を通してPR活動を推進します。
- ・地域資源を活用した産業の創出に努めます。

(3) 建設業との連携の推進

- ・地域の安全・安心のため、災害時の体制強化に努めます。
- ・建設業の人材、資機材及び品質確保のための体制づくりに努めます。

村民が できる事

- ◎地元の商店で買い物をする。
- ◎地元の商店は、高齢者等に配慮したサービスを提供します。
- ◎企業は地元雇用を推進します。
- ◎地場産品の開発に協力します。



3-4 観光・交流の推進

施策の めざす姿

- ◎豊かな自然環境と美しい景観を活かした観光・交流が進んでいます。
- ◎地域が一丸となった観光・交流事業の推進体制が整っています。

(1) 観光・交流資源の充実

- ・観光資源と交流イベントの充実を図り、観光・交流人口の拡大を目指します。

(2) 観光・交流情報の発信

- ・観光・交流情報の魅力ある情報発信に努め、交流人口の拡大を目指します。

村民が できる事

- ◎住民自ら地域の魅力を再発見し、観光資源の創出に協力します。
- ◎来訪者に対して、おもてなしの心で接します。
- ◎住民自ら地域の魅力を発信します。
- ◎交流イベントなどに積極的に参加します。



基本計画

第4章 人と文化を育てるむら

4-1 学校教育の充実

施策の
めざす姿

- ◎子どもたちには夢と希望があり、自らの未来を切り拓いていく意欲と力が育まれています。
- ◎少人数の特性を活かし、地域に支えられた個性ある学校教育が行われています。

(1) 個性的な教育内容の充実

- ・小規模校の特性や地域の教育資源を活かす教育課程を編成し、子どものよさや可能性を引き出す学習指導に取り組むとともに、学校と地域の相互信頼に支えられた学校教育を推進します。

(2) 教育施設の充実

- ・学校教育施設の充実による教育環境の整備を進めます。

村民が
できる事

- ◎子どもの生活習慣を培う家庭教育に取り組みます。
- ◎地域が一体となり、子どもの安全・安心な環境をつくります。
- ◎地域が力を合わせ、学校を支援します。

4-2 生涯学習・スポーツの推進

施策の
めざす姿

- ◎住民がいきいきと学び、スポーツを楽しむことにより、張りのある豊かな生活を築いています。
- ◎住民相互の学びにより、きずなを深め、地域課題の解決に向けたコミュニティ活動が取り組まれています。

(1) 生涯学習の推進

- ・生涯学習の理念に基づき、多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、住民相互の学習活動を支援し、地域で豊かに暮らすための教育・学習環境を整備します。

(2) 生涯スポーツの振興

- ・住民の健康づくりを支援し、地域の活力と交流を育むスポーツ・レクリエーション活動の普及を図ります。

(3) 国際人の村づくりの推進

- ・異文化にふれ、相互交流を深めながら、次代とむらづくりの担い手となる人づくりを推進します。

(4) 社会教育施設等の整備

- ・「学びと交流のひろば」としての社会教育施設の整備と安全・安心な管理運営を行います。

(5) 協働による子育て支援の推進

- ・家庭、学校、地域の連携により、子どもが健やかに成長できる子育て環境の整備・充実を図ります。

村民が
できる事

- ◎学びと話し合いを通して、きずなを深め、地域に共通する課題解決に取り組みます。
- ◎一人ひとりの年齢や体力に応じてスポーツに親しみ、健康な毎日を過ごします。
- ◎子どもの見守り活動等に積極的に参加します。

4-3 地域文化の醸成

施策の
めざす姿

- ◎地域文化の創造と住民共通のふるさと意識が高まり、西興部村らしい「木」などの文化を核とした豊かな生活文化が育まれています。

(1) 芸術文化活動の充実

- ・芸術・文化鑑賞機会の充実とともに、村の自然素材を活かした地域文化を創造する取り組みを推進します。また、村の歴史を理解し、むらづくりに活かすために郷土資料の保全と活用に努めます。

(2) 「木育」の里山づくり

- ・豊かな森林資源の活用や森の美術館「木夢（こむ）」等による「木とふれあい、木に学び、木と生きる『木育（もくいく）』」に取り組み、人と木と森のかかわりを主体的に考える豊かな心を育む「『木育』の里山」づくりを推進します。
- ・「宮の森」の様々ないきものや植物をはじめとする豊かな自然環境を活かした「木育」を推進します。
- ・村へのクラフトマンの定住を支援し、「クラフトマン・ビレッジ構想」を推進します。

村民が
できる事

- ◎「木の温もり」を活かした子育てを推進します。
- ◎「宮の森」の保全活動に参加します。

第5章 みんなで創るむら

5-1 協働のむらづくりの推進

施策の
めざす姿

- ◎住民と行政のパートナーシップによる協働のむらづくりが進んでいます。
- ◎村の特性や独自性が尊重され、地域における自主的な活動が行われています。

- (1) 住民の自主的な活動の育成
 - ・住民の自主的な活動の育成、支援を進めます。
- (2) むらを支える人材の育成
 - ・地域づくりなど、むらの暮らしと発展を支える人材を育成します。
- (3) 地域コミュニティの形成
 - ・地域コミュニティ機能の維持と交流の促進を図ります。
- (4) むらづくりへの住民参画機会の創出
 - ・一人でも多くの住民がむらづくりに参画できる機会の創出を進めます。

村民が
できる事

- ◎村政に関心を持ち、むらづくりに積極的に参画します。
- ◎自主的な活動の創出に努めます。
- ◎自分たちのことや地域の課題に対して、主体的に取り組みその解決に努めます。



5-2 行財政運営の効率化

施策の
めざす姿

- ◎行財政運営の効率化が進み、持続可能な健全な自治体経営が行われています。
- ◎住民のニーズに応じた適正な行政サービスが提供されています。

- (1) 公共施設の適切な維持管理
 - ・住民・民間事業者・各種団体などの協力による公共施設の適切な維持管理を図ります。
- (2) 効率的な事務処理の実施
 - ・電算化等による事務処理の効率化を進めます。
- (3) 行政間の広域連携の推進
 - ・広域連携による行政サービスの維持・拡充を推進します。
- (4) 財務管理の充実
 - ・行財政の効率化を推進し、今後も財源の確保と経常経費の節減に努め健全財政維持を進めていきます。
- (5) 職員の資質向上
 - ・行政職員の資質向上を図ります。

村民が
できる事

- ◎村の財政事情や議会活動など行政情報に関心を持つようにします。
- ◎行政運営に参画できる機会があれば、計画づくりなど積極的に参加します。
- ◎受益者負担の原則を理解し、税金や各種料金を期限までに納付します。



村民憲章

わたくしたちは、秀峰ウエンシリ岳を望み
厳しい自然に耐えながら理想郷を求める西興部村民です。

わたくしたちは、たくましい先人の開拓精神をうけつぎ、郷土を愛し、
うるおいと安らぎのある村づくりのために、
この憲章を定めます。

1. 元気で働き、豊かな村をつくります。
1. きまりを守り、住みよい村をつくります。
1. 自然を生かし、美しい村をつくります。
1. 互いに助け合い、幸せな村をつくります。
1. 教養を深め、明るい村をつくります。

(昭和 61 年 6 月 26 日制定)



〈村の花〉エゾムラサキツツジ



〈村の木〉イチイ



第4期西興部村総合計画／ダイジェスト版

平成 24 年 3 月発行 西興部村

〒098-1501 北海道紋別郡西興部村字西興部 100 番地 TEL0158(87)2111 FAX0158(87)2777

ホームページアドレス <http://www.vill.nishiokoppe.hokkaido.jp/>